

<課税・非課税判定表>

	所得金額	均等割	所得割
生活保護法によって生活扶助を受けている人	不問	非課税	非課税
障害者、未成年者、寡婦又は寡夫、ひとり親	135万円以下	非課税	非課税
扶養親族がいない人	380,000円以下	非課税	非課税
	380,001円から450,000円まで	5,000円	0円
	450,001円以上	5,000円	課税所得に応じて増減
扶養親族がいる人(控除対象配偶者、16歳未満扶養含む)	均等割・・・280,000円×(扶養親族数+1)+10万+168,000円で求める所得金額以下の場合、均等割は非課税		
	所得割・・・350,000円×(扶養親族数+1)+10万+320,000円で求める所得金額以下の場合、所得割は非課税		

均等割の課されない者

扶養がない場合・・・38万円  
 扶養がある場合  
 28万円×(扶養人数+1)+10万+168,000円

扶養人数 0名 → 380,000円  
 扶養人数 1名 → 828,000円  
 扶養人数 2名 → 1,108,000円  
 扶養人数 3名 → 1,388,000円  
 扶養人数 4名 → 1,668,000円  
 扶養人数 5名 → 1,948,000円

所得割の課されない者

扶養がない場合・・・45万円  
 扶養がある場合  
 35万円×(扶養人数+1)+10万+32万円

扶養人数 0名 → 450,000円  
 扶養人数 1名 → 1,120,000円  
 扶養人数 2名 → 1,470,000円  
 扶養人数 3名 → 1,820,000円  
 扶養人数 4名 → 2,170,000円  
 扶養人数 5名 → 2,520,000円

配偶者特別控除

納税者義務者の合計所得金額 900万円以下(給与所得のみ 1,120万円以下)

配偶者の合計所得金額		給与収入のみの場合		配偶者特別控除額	
				住民税	所得税
58万円超	95万円以下	103万円超	150万円以下	33万円	38万円
95万円超	100万円以下	150万円超	155万円以下		36万円
100万円超	105万円以下	155万円超	160万円以下	31万円	
105万円超	110万円以下	160万円超	167万円以下	26万円	
110万円超	115万円以下	167万円超	175万円以下	21万円	
115万円超	120万円以下	175万円超	183万円以下	16万円	
120万円超	125万円以下	183万円超	190万円以下	11万円	
125万円超	130万円以下	190万円超	197万円以下	6万円	
130万円超	133万円以下	197万円超	201万円以下	3万円	
133万円超		201万円超		0円	

※900万超は別紙①参照

扶養控除

(所得58万円以下) 前年12月31日時の年齢

1. 所得が58万円以下の扶養親族	一般扶養
2. 年齢が19～22歳(H15.1.2～H19.1.1)	特定扶養
3. 年齢が70歳以上(S31.1.1以前)	老人扶養
4. 3の条件のうち、同居している場合	同居老親扶養

障害控除

障害手帳	特別障害者控除	普通障害者控除
精神	1級のみ	2級以下
身体	2級以上	3級以下
療育	A2以上	B1・B2

寡婦(寡夫)控除

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得(500万円)		以下	超	以下	超	以下	超
扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円		
		子以外	26万円	26万円			
	無	26万円					

本人が女性

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得(500万円)		以下	超	以下	超	以下	超
扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円		
		子以外					
	無						

本人が男性

令和8年度  
(令和7年分)

## 給与所得計算

給与収入金額の合計額(A)				給与所得額
0	円以上	651,000	円未満	0円
651,000	円以上	1,900,000	円未満	(A) - 650,000円
1,900,000	円以上	3,600,000	円未満	(A) × 70% - 80,000円
3,600,000	円以上	6,600,000	円未満	(A) × 80% - 440,000円
6,600,000	円以上	8,500,000	円未満	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000	円以上			(A) - 1,950,000円

## 公的年金所得計算(年金以外の合計所得1000万以下の場合)

昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)の計算

公的年金収入金額の合計額(A)				年金所得額
0	円以上	1,100,000	円未満	0円
1,100,000	円以上	3,300,000	円未満	(A) - 1,100,000円
3,300,000	円以上	4,100,000	円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000	円以上	7,700,000	円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000	円以上	10,000,000	円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000	円以上			(A) - 1,955,000円

昭和35年1月2日以降に生まれた方(65歳未満)の計算

公的年金収入金額の合計額(A)				年金所得額
0	円以上	600,000	円未満	0円
600,000	円以上	1,300,000	円未満	(A) - 600,000円
1,300,000	円以上	4,100,000	円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000	円以上	7,700,000	円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000	円以上	10,000,000	円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000	円以上			(A) - 1,955,000円

地震保険料控除(旧は平成18年12月31日以前の契約)

保険料区分	年間の保険料支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額×2分の1
	50,001円以上	一律25,000円
旧長期保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円以下	支払額×2分の1+2,500円
	15,001円以上	一律10,000円

## 生命保険料控除(住民税)

(新)生命保険料控除・・・H24.1.1以降の契約

金額	全額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払額×2分の1+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×4分の1+14,000円
56,001円以上	一律28,000円

(旧)生命保険料控除・・・H23.12.31以前の契約

金額	全額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払額×2分の1+7,500円
40,001円～70,000円	支払額×4分の1+17,500円
70,001円以上	一律35,000円

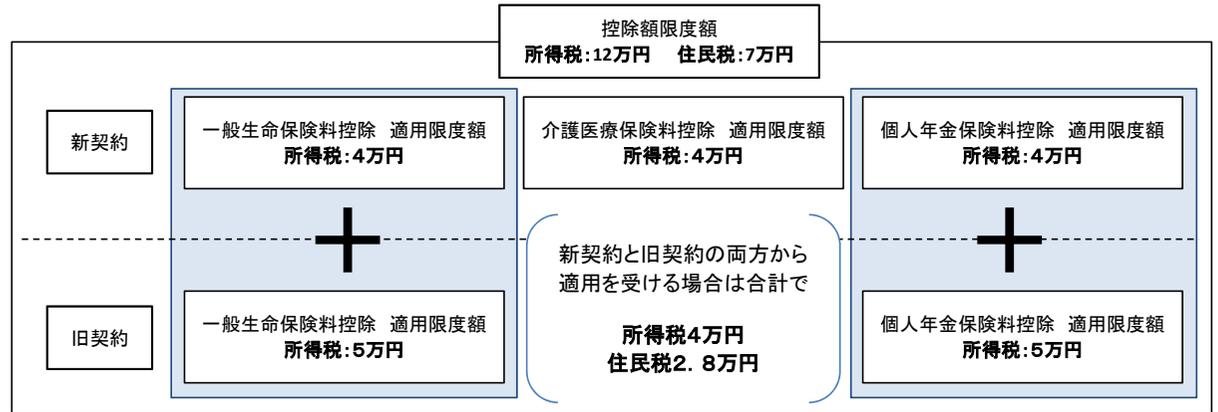
## 生命保険料控除(所得税)

(新)生命保険料控除・・・H24.1.1以降の契約

金額	全額
20,000円以下	全額
20,001円～40,000円	支払額×2分の1+10,000円
40,001円～80,000円	支払額×4分の1+20,000円
80,001円以上	一律40,000円

(旧)生命保険料控除・・・H23.12.31以前の契約

金額	全額
25,000円以下	全額
25,001円～50,000円	支払額×2分の1+12,500円
50,001円～100,000円	支払額×4分の1+25,000円
100,001円以上	一律50,000円



令和8年度(令和7年分)

人的控除の種類	人的控除額		人的控除の差額	
	住民税	所得税		
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害	53万円	75万円	22万円
寡婦控除	一般	26万円	27万円	1万円
	ひとり親	30万円	35万円	5万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
配偶者控除(所得900万円以下)※	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	一般	別紙①参照		
特定親族特別控除	老人	3ページ目参照		

※納税義務者所得900万超は別紙①参照

## 特定親族特別控除

扶養親族の合計所得金額と納税義務者の特定特別控除額			
扶養親族の合計所得金額	控除額(住民税)	控除額(所得税)	人的控除の差額
58万円超85万円以下	45万円	63万円	18万円
85万円超90万円以下	45万円	61万円	16万円
90万円超95万円以下	45万円	51万円	6万円
95万円超100万円以下	41万円	41万円	0万円
100万円超105万円以下	31万円	31万円	0万円
105万円超110万円以下	21万円	21万円	0万円
110万円超115万円以下	11万円	11万円	0万円
115万円超120万円以下	6万円	6万円	0万円
120万円超123万円以下	3万円	3万円	0万円

### 【参考】給与収入ベースでの特定親族特別控除

扶養親族の合計所得金額と納税義務者の特定特別控除額	
扶養親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
123万円超150万円以下	45万円
150万円超155万円以下	45万円
155万円超160万円以下	45万円
160万円超165万円以下	41万円
165万円超170万円以下	31万円
170万円超175万円以下	21万円
175万円超180万円以下	11万円
180万円超185万円以下	6万円
185万円超188万円以下	3万円

## 基礎控除

令和7～8年分

合計所得金額	基礎控除額(住民税)	基礎控除額(所得税)	人的控除の差額
132万円以下	43万円	95万円	52万円
132万円超 336万円以下		88万円	45万円
336万円超 489万円以下		68万円	25万円
489万円超 655万円以下		63万円	20万円
655万円超 2,350万円以下		58万円	15万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	5万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	3万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	1万円

令和9年分以降

合計所得金額	基礎控除額(所得税)
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	58万円
336万円超 489万円以下	
489万円超 655万円以下	
655万円超 2,350万円以下	
2,350万円超 2,400万円以下	
2,400万円超 2,450万円以下	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※住民税に変更はありません